

KCN京都基本サービス契約約款
(光台・精華台・桜が丘・木津川台・相楽台・兜台・州見台・梅美台) の変更について

変更後	変更前
<p>(冒頭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言追加 <p>株式会社KCN京都(以下「当社」という。)と学研都市ニュータウン(光台・精華台・桜が丘・木津川台・相楽台・兜台・州見台・梅美台)地区に居住し当社の施設を利用する者(以下「加入者」という。)との間に締結される基本サービス契約(以下「加入契約」という。)は、以下の条項によるものとします。</p>	<p>(冒頭)</p> <p>株式会社KCN京都(以下「当社」という。)と学研都市ニュータウン(光台・精華台・桜が丘・木津川台・相楽台・兜台・州見台・梅美台)地区に居住し当社の施設を利用する者(以下「加入者」という。)との間に締結される契約(以下「加入契約」という。)は、以下の条項によるものとします。</p>
<p>第1条(加入者の利用できる放送内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言追加 <p>2. 加入者は「自主放送」番組サービス(以下「自主放送サービス」という。)のうち、別表料金表に定める再放送利用料の範囲内で提供するサービスを受信することができるものとします。</p>	<p>第1条(加入者の利用できる放送内容)</p> <p>2. 「自主放送」番組サービス(以下「自主放送サービス」という。)のうち、別表料金表に定める再放送利用料の範囲内で提供するサービスを受信することができるものとします。</p>
<p>第3条(契約の成立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正 <p>加入契約は、加入申込書に必要事項を記入の上、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。ただし、加入者引込線を設置し保守することが困難と当社が判断した場合、当社は加入申込の承諾を撤回することができるものとします。</p>	<p>第3条(契約の成立)</p> <p>加入契約は、加入申込書に必要事項を記入の上、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。ただし、加入者引込線を設置し保守することが技術上、経営上困難な場合、当社は加入申込の承諾を撤回することができるものとします。</p>
<p>第6条(遅延損害金および請求書等発行手数料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正 <p>2. 当社は加入者が料金その他の債務(遅延損害金を除きます)について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為をいいます)を行う場合には、別に定める料金表に記載の請求書等発行手数料を別途請求いたします。</p>	<p>第6条(遅延損害金および督促手数料)</p> <p>2. 当社は加入者が料金その他の債務(遅延損害金を除きます)について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為をいいます)を行う場合には、別に定める料金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。</p>
<p>第7条(費用の負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言削除 <p>当社は、主要施設から分岐して保安器または加入者の需要場所側の終端に設置される放送用光受信機(以下「V-ONU」という)までの施設(以下「当社施設」という)を設置し、これに要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、ケーブルテレビ標準工事費として別表料金表に定める金額を支払うものとします。また、特定の加入者引込線を設置するために、分配線、引込端子等の当社施設を新たに設置する必要がある場合、当社は、当該加入者にケーブルテレビ標準工事費の他に当社および当該加入者の協議により定める特別施設負担金の支払いを求めることができるものとします。</p> <p>2. 加入者は、保安器またはV-ONUの出力端子以降の施</p>	<p>第7条(費用の負担)</p> <p>当社は、主要施設から分岐して保安器または加入者の需要場所側の終端に設置される放送用光受信機(以下「V-ONU」という)までの施設(以下「当社施設」という)を設置し、これに要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、ケーブルテレビ標準工事費として別表料金表に定める金額を支払うものとします。また、特定の加入者引込線を設置するために、分配線、引込端子等の当社施設を新たに設置する必要がある場合、当社は、当該加入者にケーブルテレビ標準工事費の他に当社および当該加入者の協議により定める特別施設負担金の支払いを求めることができるものとします。</p> <p>2. 加入者は、保安器またはV-ONUの出力端子以降の施</p>

<p>設および加入者引込線に特に必要とする自営柱、地下埋設備（これらの施設および設備を総称して以下「加入者施設」という。）を設置し、これに要する費用を負担するものとします。ただし使用する機器、工法については当社の指示に従うものとします。</p>	<p>設および加入者引込線に特に必要とする自営柱、地下埋設備（これらの施設および設備を総称して以下「加入者施設」という。）を設置し、これに要する費用を負担するものとします。ただし使用する機器、工法については当社の指示に従うものとします。</p>
<p>・号にあたる内容のため修正および文言削除 第10条（厳守事項） 加入者は、次の事項を守るものとします。 （1）当社の承諾なしに当社の施設を改変しないこと。 （2）加入契約以外の引込線等を新たに設置しないこと。また、線条その他の導体等を加入者引込線に連絡しないこと。</p>	<p>第10条（厳守事項） 加入者は、次の事項を守るものとします。 1. 当社の承諾なしに当社の施設を改変しないこと。 2. 加入契約以外の引込線等を新たに設置しないこと。また、線条その他の導体等を加入者引込線に連絡しないこと。</p>
<p>第16条（その他の事項の変更） ・文言修正 2. 前項において、加入契約に変更手続きをするときは、この契約約款を承認の上、別に定める様式の加入申込書により申し込むものとします。</p>	<p>第16条（その他の事項の変更） 2. 前項において、加入契約に変更手続きをするときは、KCN京都基本サービス契約約款を承認の上、別に定める様式の加入申込書により申し込むものとします。</p>
<p>第18条（加入者の義務違反による再放送の提供の停止） ・文言追加 3. 加入者が第10条第1号または第2号の規定に違反したときは、当社は、当該加入者が利用開始日から加入契約に定めるサービスの一部または全てを不正に利用していたものとみなし、当該加入者に対し不正に利用したサービスの再放送利用料相当額を加入契約の別表料金表に基づき追加請求することができるものとします</p>	<p>第18条（加入者の義務違反による再放送の提供の停止） 3. 加入者が第10条第1号または第2号の規定に違反したときは、当社は、当該加入者が利用開始日から加入契約に定めるサービスの一部または全てを不正に利用していたものとみなし、当該加入者に対し不正に利用したサービスの再放送利用料相当額を加入契約の別表料金表に基づき請求することができるものとします。</p>
<p>（付則） ・文言修正 この加入契約は、学研都市ニュータウン（光台・精華台・桜が丘・木津川台・相楽台・兜台・州見台・梅美台）にのみ適用されるものとします。 2. 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。 3. 一括加入、業務施設等の加入契約については、別に定めるものとします。 4. この契約約款は、2026年1月1日から施行します。</p>	<p>（付則） この加入契約は、学研都市ニュータウン（光台・精華台・桜が丘・木津川台・相楽台・兜台・州見台・梅美台）にのみ適用されるものとします。 2) 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。 3) 一括加入、業務施設等の加入契約については、別に定めるものとします。 4) この契約約款は、2022年7月1日から施行します。</p>
<p>別表 (冒頭) ・文言削除および文末へ移動 ※表示金額は特に断りがない限り消費税込の価格です。請求金額は税抜価格の合計から税率乗算して、小数点以下を切り捨てて計算します。</p>	<p>別表 (冒頭) ※すべての金額は消費税込の価格です。請求金額は税抜価格の合計から税率乗算して、小数点以下を切り捨てて計算します。</p>
<p>・名称変更および金額修正 4. 各種手数料 請求書等発行手数料 440円 1通につき</p>	<p>4. 諸手数料 督促手数料 110円 1回の督促につき</p>